

道の対策の経過

(令和3年1月1日～7月11日)

◆ 対策の経過

- (1) 1月16日からの対策 <集中対策期間の延長 (1/16～2/15) >
- (2) 2月16日からの対策 <集中対策期間の延長 (2/16～3/7) >
- (3) 3月 8日からの対策 <感染の再拡大防止に向けた取組 (3/8～5/8) >
- (4) 3月27日からの対策 <札幌市を対象とした
感染拡大防止に向けた取組 (3/27～4/16) >
- (5) 4月17日からの対策 <札幌市内における協力要請・
全道でのGW対策 (4/17～5/14) >
- (6) 4月24日からの対策 <札幌市内におけるGW特別対策 (4/24～5/11) >
- (7) 5月 5日からの対策 <札幌市内におけるGW追加対策 (5/5～5/11) >
- (8) 5月 9日からの対策 <まん延防止等重点措置 (5/9～5/31) >
※5/16～緊急事態措置に移行
- (9) 5月16日からの対策 <緊急事態措置 (5/16～5/31) >
- (10) 6月 1日からの対策 <緊急事態措置：延長 (6/1～6/20) >
- (11) 6月21日からの対策 <まん延防止等重点措置 (6/21～7/11) >

(1) 1月16日からの対策（集中対策期間の延長）

指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 1/13	1,134人/週 (21.4人)	増加	31.8%	増加 6.6%	687床	12床	増加 1,524人
うち札幌市	616人/週 (31.5人)	増加	36.5%	7.4%	314床	7床	808人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人
ステージ3基準	133人/週 (2.5人)	増加	50%	増加	250床	25床	増加

※()は10万人あたりの新規感染者数

対策の必要性

札幌市内では、新規感染者数が高い水準で下げ止まっており、特に感染経路不明の割合や陽性率が大きく上昇しているなど、予断を許さない状況。また、他の地域でも多くの振興局で感染者が確認されているほか、医療施設・福祉施設に加え、飲食店や学校での集団感染が発生している。

全国的な感染拡大の中で、感染者の急増と医療への負荷の増加が懸念されることを踏まえ、感染者数や入院患者が高い水準にある札幌市における強い措置を講ずることが必要。

また、一段の感染拡大など、今後の状況によっては更に強い措置を講ずる。

なお、札幌市における対策の緩和については感染状況に応じて段階的に行うが、必要な対策については、道の警戒ステージ3相当以下に下がるまで続ける。

(1月28日以降の対策の必要性)

小樽市においては、幅広い業種にわたる集団感染の発生により感染拡大が続いており、今後は市中における感染が更に広がる可能性もあることから、札幌市と隣接し、後志管内の中核都市という特殊性を踏まえ、これ以上の市内の感染拡大を防止するため、行動変容の更なる徹底と、集団感染へのより迅速な対応が重要となっている。

このほか、全道各地で集団感染が続いており、引き続き集団感染への迅速な対応に取り組むとともに、飲食の場面における感染リスクの回避など、感染拡大防止の徹底に取り組む必要がある。

<p>1月14日 (木)</p>	<p>北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第32回)</p> <p>➤ 今後のステージの運用及び施策を決定～集中対策期間の延長～ ※従来の対策に加え、以下の対策を追加</p> <p>＜道民及び道内に滞在している皆様への要請＞<u>法第24条第9項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り同居していない方との飲食は控える ・札幌市内において、市内全域の接待を伴う飲食店に加え、すすきの地区の飲食店等を利用しない ・旭川市内における不要不急の外出自粛は解除 <p>＜事業者の皆様への要請＞<u>法第24条第9項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市において、市内全域の接待を伴う飲食店に加え、すすきの地区の飲食店等についても時短を要請 <p>＜感染拡大防止対策の更なる強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市以外の全道の繁華街における感染拡大防止の取組の推進
<p>1月28日 (木)</p>	<p>北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第34回)</p> <p>➤ 今後のステージの運用及び施策を改訂 ※従来の対策に加え、以下の対策を追加</p> <p>＜道民及び道内に滞在している皆様への要請＞<u>法第24条第9項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクを回避できない場合、小樽市内における不要不急の外出、小樽市との不要不急の往来を控えるよう要請

対策に対する主な意見

【1月16日からの対策に関する意見】

＜有識者・専門家からの意見＞

- 感染拡大基調にあり、対策の強化はいたしかたがない
- 医療の逼迫が解消され、ある程度の余裕が生まれるまで継続をお願いしたい
- すすきのに絞っての時短要請、重点化した取組としては良い
- 5人以上、2時間を超える長時間の飲食は控えるというこれまでの要請では、それ以内であれば大丈夫との考えを生むのではないか

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 休業・時短要請に応えた事業者に対しては、手厚い財政的な支援策を施策に盛り込み、同時に打ち出すべき
- 道内経済の冷え込みにより、企業の倒産・廃業や従業員の雇止めにつながることはないよう、継続的な支援策をお願いしたい

(2) 2月16日からの対策（集中対策期間の延長）

指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 2/12	469人/週 (8.8人)	減少	25.8%	減少 3.2%	464床	16床	減少 1,005人
うち札幌市	309人/週 (15.8人)	減少	25.6%	3.7%	145床	8床	536人
全道 2/25	313人/週 (5.9人)	減少	29.4%	横ばい 2.3%	370床	6床	減少 645人
うち札幌市	151人/週 (7.7人)	減少	37.7%	減少 2.6%	104床	4床	減少 286人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人
ステージ3基準	133人/週 (2.5人)	増加	50%	増加	250床	25床	増加

※()は10万人あたりの新規感染者数

対策の必要性

3月以降に向けて、就職・転勤や、卒業・進学等に伴う人の移動や会食機会の増加による感染の再拡大に備えるとともに、全道的にワクチン接種を控える中、安心して接種を受けられる環境づくりが必要となる。

3月以降の人の動きや時節の行事等を見据え、もう一段の感染を徹底して抑制し、医療提供体制のさらなる負荷の低減を図るため、現在の感染状況等を踏まえ、小樽市において引き続き強い措置を講じるとともに、感染リスクの高いとされる飲食における対策を通じて、市中での感染を徹底的に抑え、全道への再拡大を防止するため、札幌市において強い措置を講じる必要がある。

また、全国の厳しい感染状況等を踏まえ、緊急事態宣言期間中、全道域に対してはこれまでの措置を継続する必要がある。

(3月1日以降の対策の必要性)

目標としていた新規感染者10万人あたり15人/週を下回る水準を実現し、入院患者数も時短要請の前倒し解除の目安とした道内病床350床に近づき、札幌市内では110床を下回り、減少傾向となっていることから、対策の期限である2月28日をもって、札幌市内と小樽市内における不要不急の外出・往来自粛及び札幌市内における営業時短に関する要請、札幌市の警戒ステージ4相当の取扱いを終了する。

一方で、3月以降、就職・転勤、卒業・進学等に伴う人の移動や会食機会の増加による感染の再拡大に備えるとともに、安心してワクチン接種を受けられる環境づくりが必要である。また、未だに全国的に緊急事態宣言が発令されており、引き続き、飲食の場面における感染リスクの回避など感染拡大防止の徹底に取り組む必要がある。

決定

対策の期間:令和3年2月16日(火)～国内で緊急事態宣言が発令されている間
 ※札幌市、小樽市を対象とした地域を限定した要請については、2月28日(日)まで

<p>2月13日 (火)</p>	<p>北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第36回)</p> <p>➤ 今後のステージの運用及び施策を決定 <u>※感染リスクを回避できない場合の札幌市内及び小樽市内の不要不急の外出自粛等従来の対策に加え、以下の対策を追加</u></p> <p><道民及び道内に滞在している皆様への要請>法第24条第9項 ・時短要請に呼応した行動変容の要請 (札幌市内における飲食店等を午後10時から翌午前5時まで利用しない)</p> <p><事業者の皆様への要請>法第24条第9項 ・札幌市全域の飲食店等に時短要請(営業時間:午前5時から午後10時まで)</p> <p><感染防止対策の更なる強化> ・事業者と共に感染防止対策に取り組む「すすきの地区新型コロナ対策プロジェクト」を推進 ・年度末、年度始めに向けた感染防止対策の徹底 (転勤、入社、入学の場面での新北海道スタイルの提案、市区町村窓口での転入者に対する普及啓発)</p>
<p>2月26日 (日)</p>	<p>北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第38回)</p> <p>➤ 今後のステージの運用及び施策を改訂</p> <p><協力要請のポイント> ・人事異動や入社、入学に伴う人の移動等による感染拡大を防止するための取組を推進</p>

対策に対する主な意見**【2月16日からの対策に関する意見】**<有識者・専門家からの意見>

- 道民へのワクチン接種を控え、医療機関の現在の負担を予め軽減しておくことはとても大切
- 札幌の感染状況は政令市の中でも高い水準にあり、対策延長は必要性があり合理的
- 時短要請の拡大は道民に理解されづらい、市中感染が広がっているなど道民に対して感染事例を踏まえたわかりやすい説明が必要
- 感染が下がっている時に時短要請を強化するという理由について、道民に納得して協力してもらえるよう知事がメッセージを発することが必要
- もう一段頑張るって欲しいという内容なので、道民が前向きな気持ちになれるような情報発信に取り組んでいくことが必要
- 集中対策の期間を「緊急事態宣言が発令されている間」とするのは反対

【3月1日からの対策に関する意見】<有識者・専門家からの意見>

- ゴールが見えない取組は、道民のモチベーションが持たない、期間を3月7日までとし、「少なくとも1週間気を抜かず頑張りましょう」というメッセージを出すことが必要
- 感染が減少傾向になっていることに対して、道民の皆様への賞賛の言葉を発信してほしい
- リバウンドを防ぐため、日常生活における基本的な取組の実践について道民の方々の理解を得ていくことが必要
- 時短等の終了について賛同するが、気の緩みが懸念され、飲食の際のリスク回避の徹底を発信すべき
- 前倒しの解除の目安(道350床、札幌市110床)を達成していない状況で対策を解除することの説明を分かりやすくすべき

(3) 3月8日からの対策（感染の再拡大防止に向けた取組）

指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 3/4	290人/週 (5.5人)	減少	34.1%	減少 2.1%	315床	5床	減少 564人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人
ステージ3基準	133人/週 (2.5人)	増加	50%	増加	250床	25床	増加

※()は10万人あたりの新規感染者数

対策の必要性

道内の新規感染者数は、先週に比べ減少し、10万人当たり5.5人/週となったが、各地の医療機関や飲食の場面などで集団感染が発生しており、注意が必要。また、感染拡大の兆候を示す陽性率は低い水準で推移しているが、感染経路不明の割合は上昇傾向にあり、注意が必要。

入院患者数は、緩やかな減少傾向が続いており、全道で病床315床と目安としていた350床を下回り、重症者数も大きく減少。

道全体で、新規感染者及び入院患者数の減少傾向が継続していることから、3月7日で集中対策期間を終了。

一方、3月以降、就職・転勤、卒業・進学等に伴う人の移動や会食機会の増加などといった感染リスクが高まる時期に備え、安心してワクチン接種を受けられる環境づくりを進めることが重要である。

このため、引き続き、飲食の場面などにおける感染防止に向けた行動の定着を図るとともに、再拡大の予兆の探知と予兆への迅速な対応など、感染の再拡大防止に向けた対策の必要がある。

<p>3月5日 (火)</p>	<p>北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第39回)</p> <p>➤ 「感染の再拡大防止に向けて」を決定し、当面の目標である道の警戒ステージ2以下を達成するため、対策のポイントとして4つの柱を示した。</p> <p><u>I 感染防止行動の実践(法第24条第9項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本行動である「手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離をとること」の再徹底と、①外出の際、②飲食の際、職場内 における行動変容と対策の徹底を要請 (※「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の対象都府県との不要不急の往来自粛を含む) ・ 特に、年度末、年度初めの感染防止行動の徹底を要請 <p><u>II 行動変容の定着に向けた普及啓発等(道の取組)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道民・転入者・若者向け、飲食の場面・移動の場面における情報発信を実施 <p><u>III 感染再拡大の予兆の探知等(道の取組)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「早期探知に向けた対応」「変異株に対する監視体制の強化」「ワクチン接種体制の構築」の3項目を掲げ、感染源を早期に見つける積極的疫学調査や施設等で感染者が一例でも確認された場合の迅速で幅広い検査を実施 <p><u>IV 予兆に対する迅速な対応(道の取組)</u></p> <p>【集団感染への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団感染が発生した場合には、感染症広域支援チームを迅速に編成し、現地に派遣するとともに、国、都道府県、関係団体等と連携し、専門家、医師、看護師等の派遣も実施 <p>【感染再拡大への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振興局毎の感染状況をモニタリングし、地域の実情に応じて住民への注意喚起等を実施 ・ さらに感染の拡大が見られる場合には、期間を設定して、特定の地域や業態を対象とした外出自粛などの強い措置を実施。 ・ 特定の地域における感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安である10万人当たり15人/週を超えるおそれがあり、地域の医療の提供に支障が生ずるおそれがある場合には、「まん延防止等重点措置」の国への要請を検討
---------------------	--

対策に対する主な意見

【3月8日からの対策に関する意見】

＜有識者・専門家からの意見＞

- 手洗い、咳エチケット、マスク、距離をとるといった基本的項目も掲げてはどうか
- 道民は「対策疲れ」をしており、気を緩めない程度のメッセージは必要
- ステージ2以下を目指すという目標は明確でよい

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 経済へ甚大な影響を及ぼしており、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応をお願いしたい
- 道民や事業者が「励み」となるような内容を目標とあわせて掲げることも検討していただきたい
- 医療提供体制への負荷は第3波の感染拡大前の水準には戻っていない、再拡大させないため、道民に気の緩みが生じないようにしっかりと伝えていくことが必要
- 年度末・年度初めは人の移動が増加することから、道民に感染防止行動に向けた強いメッセージが必要

(4) 3月27日からの対策 (札幌市を対象とした感染拡大防止に向けた取組)

指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 3/25	429人/週 (8.1人)	減少	35.9%	減少 2.8%	375床	9床	増加 700人
うち札幌市	288人/週 (14.7人)	増加	38.5%	増加 3.7%	203床	8床	増加 436人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人
ステージ3基準	133人/週 (2.5人)	増加	50%	増加	250床	25床	増加

※()は10万人あたりの新規感染者数

対策の必要性

道内の新規感染者数は、3月25日現在で10万人当たり8.1人/週と、3月7日の集中対策期間終了以降、概ね横ばいで推移している。

札幌市においては、感染の増加傾向が続き、3月24日には10万人当たり15.7人/週となり、道の警戒ステージ4相当の水準に至った。また、感染者の行動履歴では、特定の場所や施設ではなく、知人との交流といった個人活動、会社、学校など様々な場面での感染が確認されている。こうした中、特に札幌市内では変異株による感染の確認も続いており、更には、集団感染も続発している。

札幌市は、全道の人口の3分の1を占め、都市機能が集積するなど、人の往来が活発な地域であり、他地域へ波及する可能性が高い都市構造。3月上旬より感染拡大が継続し、様々な場面での感染が確認される中で、変異株による感染の確認が続いている。

また、入院患者等の増加傾向が継続し、医療提供体制への負荷も増加している。昨年11月上旬の感染拡大期には、札幌市内での感染拡大から10日間程度遅れて、全道で拡大した経過を踏まえて、これ以上の札幌市内での感染拡大を防ぎ、全道の感染拡大につながらないように、札幌市を対象とした強い措置を講じる。

3月26日 (金)	<p>北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第42回)</p> <p>➤ 「札幌市を対象とした感染拡大防止に向けた施策について」を決定し、札幌市において道の警戒ステージ4相当の強い措置を実施</p> <p>◆札幌市内における協力要請</p> <p>【対策の考え方】 札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への拡大を防ぐため、道の警戒ステージ4相当の強い措置を講じる</p> <p>【目標】 道の警戒ステージ3相当(国のステージⅡ)以下を目指す</p> <p>＜道民及び道内に滞在している皆様への要請＞<u>法第24条第9項</u> 感染リスクを回避できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市内においては、不要不急の外出を控える ・ 札幌市との不要不急の往来を控える <p>このほか、引き続き、「感染の再拡大防止に向けて」(令和3年3月8日施行)による感染防止行動の実践を要請</p>
--------------	--

対策に対する主な意見

【3月27日からの対策に関する意見】

＜有識者・専門家からの意見＞

- 期間を3週間としているが、これまでの対応との一貫性を持たせるため、期間中に目標が達成された場合は、早期の終了もあり得ることを示すべき、道民のモチベーションを保つためにも必要
- 道民に慣れや疲れが生じていることが懸念され、最近の感染事例などを基に特に注意すべき行動をわかりやすく伝える工夫を凝らすべき
- 「また自粛か」と思われぬように措置の必要性について丁寧に説明をお願いしたい
- 最優先課題のワクチン接種のスケジュールに影響が出ないよう強い措置が必要
- 今が正念場なので、感染抑制のため、これまで以上に積極的なアピールが必要

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 「対策疲れ」「コロナ疲れ」などによる道民の感染防止に対する意識の低下を懸念、札幌市と連携の上、道民や事業者が前向きに感染防止対策に取り組めるようなメッセージの発信をお願いしたい
- 変異株について、感染防止に向けて特に留意する点など、専門家の知見も踏まえてつまびらかにし、道民や事業者の不安を軽減する取組をお願いしたい
- 「移動する行為自体はリスクが低いこと」と「移動先での過ごし方によってはリスクが高まること」を明確に分けた上で情報発信すべき

(5) 4月17日からの対策 (札幌市における協力要請・全道でのGW対策)

指標の状況

区分	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 4/14	542人/週 (10.2人)	増加	36.0%	増加 3.4%	488床	20床	減少 856人
うち札幌市	389人/週 (19.9人)	増加	39.1%	増加 4.8%	237床	18床	増加 616人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人
ステージ3基準	133人/週 (2.5人)	増加	50%	増加	250床	25床	増加

※()は10万人あたりの新規感染者数

対策の必要性

全国的に感染が再拡大しており、4月12日からは宮城県、大阪府及び兵庫県に加えて、東京都、京都府及び沖縄県が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされた。本道は他県との往来が活発であり、昨春も全国的な感染拡大の後に道内の感染が急速に拡大した経緯があり、全国の感染動向には警戒が必要である。

感染しやすいとされる変異株が増加し、全国的な感染の再拡大が見られる中、人の移動が一層活発化する大型連休を迎えることとなる。今後、急速に感染が拡大した場合には、交通事故や急病など緊急時の医療が受けられなくなる事態が強く懸念されるとともに、ワクチン接種にも大きな支障が生じるおそれがある。

このため、感染が再拡大している他都府県との往来については最大限の警戒を行うとともに、大型連休に備えて、感染リスクが高い飲食の場面などにおける感染防止行動の徹底を図る。

特に札幌市は、人の往来が活発な地域であり、昨年11月上旬の感染拡大局面では、札幌市内での拡大から10日間程度遅れて全道で拡大した経過があるとともに、医療機能が集積している札幌市内の医療のひっ迫は全道の医療提供体制にも大きな影響を及ぼすことから、これ以上の札幌市内での感染拡大を防ぎ、全道の感染拡大につながらないように、引き続き、札幌市を対象とした強い措置を講じる。

また、道内各地域の感染状況に応じた対策を進めるほか、積極的疫学調査や変異株に対する監視強化など再拡大予兆の探知に加え、繁華街での見回りの実施や公共施設や交通施設における感染防止対策の周知徹底などを実施する。

<p>4月15日 (木)</p>	<p>北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第46回)</p> <p>➤ 「感染の再拡大防止に向けて」の改訂を決定し、札幌市における強い措置の継続と全道でのGWにおける協力を要請</p> <p>◆札幌市内における協力要請(法第24条第9項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクを回避できない場合、札幌市内においては、不要不急の外出を控える、札幌市との不要不急の往来を控えるという2点について、5月14日まで継続 <p>◆全道でのGWにおける協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動の場面では、「外出」、「飲食」、「職場」における感染防止行動の実践を特に徹底し、大人数での会食が避けられない場合は旅行を控える、あるいは旅行の延期を検討するよう要請 ・花見の場面では、混雑する場所を避け、宴会を控えめていただくことを要請 <p>◆当面の道の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力要請にあわせ、札幌市と連携して、変異株に対する監視体制の強化など、再拡大の予兆の探知をはじめ、ワクチン接種の円滑な実施、繁華街における感染防止対策の徹底などに取り組む ・全道域では、人の移動の活性化を見据え、空港などにおいて、来道者等に対する注意喚起を実施するとともに、感染症への対応が長期化する中、あらためて、基本的な感染防止行動の再徹底に向けた普及啓発、教育施設や道立公園における感染防止対策の徹底に取り組む
----------------------	--

対策に対する主な意見

【4月17日からの対策に関する意見】

＜有識者・専門家からの意見＞

- 4週間ありきではなく、感染状況が解除基準を下回れば早期の解除も検討すべき。改善しない場合には、短期間で対象を限定した強い措置についても検討すべき
- 他府県の感染拡大や変異株の感染増加の現状などをしっかりと情報発信し、行動変容を強く呼びかけてほしい
- 大型連休を控えて早めに注意喚起することは必要である。この時期に効果的に強い措置を札幌をターゲットに講じるべきである

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 高齢者向けのワクチン支給のスケジュールを早急に示してほしい
- 観光業は疲弊しており、新しい旅のスタイルのような観光事業向けの対策や支援をお願いしたい
- 宿泊、観光、交通、飲食事業者を中心に経済は深刻なダメージを受けている。雇用維持、事業継続に引き続き、支援をいただきたい

(6) 4月24日からの対策（札幌市内におけるGW特別対策）

指標の状況

区分	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道4/22	766人/週 (14.4人)	増加	40.7%	増加 3.6%	552床	25床	増加 1,127人
うち札幌市	613人/週 (31.3人)	増加	41.1%	増加 5.3%	314床	19床	増加 899人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人
ステージ3基準	133人/週 (2.5人)	増加	50%	増加	250床	25床	増加

※()は10万人あたりの新規感染者数

対策の必要性

札幌市においては、全道の感染者数の8割を占め、4月19日には10万人当たり25.2人/週と道の警戒ステージ5(国のステージⅣ)の目安を上回った。また、感染しやすいとされる変異株への置き換わりが進んでおり、変異株検査数の約7割が変異株となっている。

札幌市内においては、感染者数の増加に伴い、入院患者数や重症患者数の急激な増加傾向が続いている。また、基幹受入病院における大規模な集団感染等により、通常医療にも影響が生じるとともに、広域搬送も必要となるなど、医療提供体制は一層厳しい状況となっている。

札幌市内において、市中での感染が広がっている状況であり、人の往来が活発な都市構造の札幌市内の感染拡大がこのまま続くと、全道の感染状況にも大きな影響を及ぼすとともに、札幌市に集中している変異株が全道にも広がるおそれがある。

爆発的な感染を防ぎ、医療機能が集積している札幌市内の医療提供体制の負荷を低減させるためにも、人の移動や会食機会が一層活発化するゴールデンウィークを中心に、人と人の接触機会を低減させるより強い措置を講じることが必要。

また、札幌市以外の地域においても、引き続き、感染防止行動を徹底することが必要。

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第48回)

4月23日
(木)

➤ 札幌市の大変厳しい状況を踏まえ、「感染の再拡大防止に向けて」を改訂し、4月24日土曜日から5月11日火曜日までの期間、より強い対策を要請

◆札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策

【考え方】 人と人の接触を徹底的に抑え、できる限り外出や往来を控える

- ・特別対策期間中は、「感染リスクを回避できない場合」という条件を外し、札幌市内においては、不要不急の外出を控えること、札幌市との不要不急の往来を控えること、更には、飲食の場面の対策として、できる限り同居していない方との飲食は控えることを要請
- ・事業者の皆様へは、6割の実施を目標として、テレワークや時差出勤などの徹底、大規模な集客施設におけるマスク着用や手指消毒の周知などの感染防止対策の徹底。
- ・学校については、学校教育活動などにおける感染防止対策の徹底、部活動は、学校が必要と判断する場合を除いて原則休止、特に大学・専門学校等では、オンライン授業の活用や分割授業などの実施をお願い
- ・道立及び市立の公共施設の一部利用制限等を順次実施
- ・札幌市内全域の飲食店について、以下の通り時短を要請

<飲食店等の皆様への要請>

区 域	札幌市内全域
期 間	令和3年4月27日(火)から5月11日(火)まで
対象施設	飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供時間は、午前5時から午後8時まで ・営業時間は、午前5時から午後9時まで ・「業種別ガイドライン」等に基づく対策の徹底 ※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給 【支援金額】◆中小企業：1日あたり売上高に応じて 2万5千円～7万5千円 ◆大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

■道民及び道内に滞在している皆様は、札幌市内における飲食店等を午後9時から翌午前5時まで利用しない

対策に対する主な意見

【4月24日からの対策に関する意見】

<有識者・専門家からの意見>

- 短期集中での対策を打つことはやむを得ない
- 「感染リスクが回避できない場合」といった例外をなくすだけでなく、より丁寧な説明で感染対策の強化について理解を求めることが大切
- 不要不急の具体例も示し、わかりやすい
- 札幌市からも広域搬送が行われるなど、市内の医療提供体制は極めて厳しい状況にあり、こうした現状を市民や道民に正確に伝えるべき
- 人と人との接触機会を減らす意味で時短要請は理解できるが、飲食店だけが悪者にならないよう丁寧に説明すべき
- ゴールデンウィークは子ども向けのイベント等も多く、人が集まりやすいため、感染防止対策の徹底などの注意喚起が必要

<市町村・関係団体からの意見>

- まん延防止等重点措置の適用は国への申請のタイミングが遅れることがないように留意願いたい
- 札幌市内での感染を抑え込み、札幌市以外の地域への感染拡大を防ぐため、時短要請を含めたゴールデンウィーク特別対策は適切な措置
- テレワークや時差出勤については、数値目標などを設定し取組を進めるなど、効果的な対策を講じる必要がある
- 部活動については、学校が必要と判断する場合の中に練習試合を含めてほしい。また、周知や準備が難しい点があることから、週明けからしてほしい

(7) 5月5日からの対策（札幌市内におけるGW追加対策）

指標の状況

区分	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 5/4	1,493人/週 (28.1人)	増加	41.0%	増加 5.9%	715床	22床	増加 2,092人
うち札幌市	1,150人/週 (58.8人)	増加	41.8%	増加 7.2%	387床	18床	増加 1,600人

ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人
ステージ3基準	133人/週 (2.5人)	増加	50%	増加	250床	25床	増加

※()は10万人あたりの新規感染者数

対策の必要性

道内の新規感染者数は、5月2日には326人と過去最多となり、5月4日には、10万人当たり28.1人/週となっている。各地でも感染の広がりが見られはじめています。

札幌市においては、市中での感染がさらに広がっている。5月2日には246人と過去最多となり、5月4日には、10万人当たりの感染者数でも58.8人/週と過去最多となった。全道の感染者数の7割以上を占め、全道の感染者数を大きく押し上げている。また、感染しやすいとされる変異ウイルスへの置き換わりが進んでいる。

札幌市内では市中での感染が広がり、過去最多の感染者数が確認されるとともに、通常の医療にも影響が生じるような危機的な状況に至っている。

札幌市では、病床の増床や一時的に待機を行う「入院待機ステーション」の検討、宿泊療養施設における看護師の増員等といった対策を進めているものの、これ以上の札幌市での感染拡大と他地域への影響をくい止めるためには、人と人との接触機会を徹底して抑える必要がある。

札幌市においては、新規感染者数が過去最多を更新し、急速に増加していること、入院患者及び重症患者も過去最多の水準となり、非常事態とも言える状況となっていることから、札幌市を対象としたまん延防止等重点措置の実施を国へ要請するとともに、緊急事態措置、重点措置の内容を含む、強い対策を実施することが必要である。

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第51回)

5月5日
(木)

➤ 札幌市内における医療の非常事態ともいえる状況を踏まえ、さらに、人と人との接触を徹底的に抑えるためにまん延防止等重点措置の適用までの間においても、札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策に、より強い対策を追加

◆札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策(追加対策)

【考え方】 非常事態ともいえる医療の状況等を踏まえ、人と人の接触を徹底的に抑え、できる限り外出や往来を控える

- ・飲食店等への時短要請について、5月6日から、酒類提供時間19時まで、営業時間20時までという更なる短縮について要請
- ・事業者の皆様への要請について、札幌市内においては、時差出勤やテレワークの実施の目標を7割に変更
- ・大型商業施設に対しては、店内の混雑を招く広告等を控えることや、感染防止対策を徹底すること、カラオケ設備のある飲食店においては昼夜を問わず、感染防止対策が徹底できていない場合には、カラオケの利用を控えることを働きかけ

<飲食店等の皆様への要請>

区 域	札幌市内全域
期 間	令和3年5月6日(木)から5月11日(火)まで
対象施設	飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供時間は、午前11時から午後7時まで ・営業時間は、午前5時から午後8時まで ・「業種別ガイドライン」等に基づく対策の徹底 <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p>【支援金額】 ◆中小企業：1日あたり売上高に応じて 3万円～10万円 ◆大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円</p>

■道民及び道内に滞在している皆様は、札幌市内における飲食店等を午後8時から翌午前5時まで利用しない

対策に対する主な意見

【5月5日からの対策に関する意見】

＜有識者・専門家からの意見＞

- 医療体制の確保を引き続き強化してほしい
- テレワーク等については、行政、経済界ともにしっかりと進めてほしい
- 札幌市内を対象とするまん延防止等重点措置については、速やかに国に要請すべき
- 期間が5月11日では短いように思う。せめて2週間はほしい
- カラオケでの感染拡大が見られており、カラオケを禁止するなど、感染の機会があったところに対策を集中すべき
- 周辺地域の施設等に人が流入するケースが想定されることから、往来自粛を分かりやすく伝えてほしい

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 市内の医療提供体制が危機的な状況に至っている。こうした中で今般、札幌市へのまん延防止等重点措置適用を国に要請すること、そして対策の一層の強化について、協議を進めることは妥当
- まん延防止等重点措置については、速やかに実施されるよう国と協議を進めてほしい

(8) 5月9日からの対策（まん延防止等重点措置）

指標の状況

区分	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 5/7	1,602人/週 (30.2人)	増加	40.6%	7.8%	751床	27床	2,336人
うち札幌市	1,210人/週 (61.9人)	増加	42.6%	9.2%	444床	22床	1,737人
ステージ5基準	1,327人/週 (25.0人)	増加	50%	10%	900床	90床	1,327人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人

※()は10万人あたりの新規感染者数

対策の必要性

道内の新規感染者数は、4月28日以降、200人前後の確認が続き、5月7日には10万人当たり30.2人/週となった。各地での感染確認が続いている。

札幌市においては、変異株への置き換えが進み、感染の増加が続いている。5月6日に253人と過去最多となり、5月7日には、10万人当たりの感染者数も61.9人/週と過去最多を更新した。引き続き、全道の感染者数の7割以上を占め、全道の感染者数を大きく押し上げている。

札幌市内においては、市外への広域搬送も必要となっており、5月5日、道、札幌市、医療関係7団体とともに、「札幌市医療非常事態宣言」を発令した。

「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえて、道は、5月5日、特措法に基づき「まん延防止等重点措置」の実施を国へ要請し、5月7日、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として決定された。

このたびの決定を受けて、札幌市内における人と人との接触機会を徹底して抑え、これ以上の感染拡大を食い止めるため、札幌市を対象に、緊急事態宣言と同等の強い措置を実施する。

5月8日 (土)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第52回)
	<p>➤ 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえたまん延防止等重点措置を決定</p> <p style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px;">「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置 ～特措法に基づくまん延防止等重点措置～</p>
	<p>対象区域 札幌市内</p>
	<p>期間 令和3年5月9日(日)～5月31日(月)</p>
	<p>実施内容 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえ、人と人との接触を徹底的に低減するため、できる限り札幌市内における外出や往來を控えるなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する</p>
	<p>➤ まん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組を決定</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">まん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組</p>
<p>対象区域 札幌市を除く、全道域</p>	
<p>期間 令和3年5月9日(日)～5月31日(月)</p>	
<p>実施内容 札幌市内におけるまん延防止等重点措置の実施及び医療非常事態宣言の発令を踏まえ、できる限り札幌市との往來を控えるほか、手洗い、マスク着用といった基本的な感染防止行動を実践するなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条により、道民等に対する協力要請を行う</p>	

対策に対する主な意見

【5月9日からの対策に関する意見】

＜有識者・専門家からの意見＞

- ワクチン接種体制の構築、早期接種が重要になるので、特に体制構築に向けて必要な対応をお願いしたい
- 個々の危機意識を高め、行動を変容してもらうという観点も含め、現時点での適切な対応である
- 安全、安心な生活を取り戻すためには道民全ての協力が欠かせないことを、感染力が強い変異ウイルスが急激に拡大している現状も含め、丁寧に発信し、理解を求めることが大切
- 修学旅行などの旅行的行事の延期、この時期に多い運動会、体育祭の体育的行事の縮小などについては、やむを得ない
- 医療崩壊に対する危機感はいままでの中でも最も高い。テレワークや時差出勤については、札幌市役所や道庁ができる範囲で先例を示すべき

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 札幌市以外の感染者が増えると、小規模自治体においては、ワクチン接種に影響を及ぼしかねないため、全道的な医療体制を整えるためにしっかりとした対策を講じてほしい
- 万一、緊急事態宣言にまで進むと、北海道経済への影響はさらに深刻度を増していく。何としても5月31日までのまん延防止等重点措置の期間で歯止めをかける必要がある。強いメッセージの発信や効果的な広報活動をお願いしたい

「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置
～特措法に基づくまん延防止等重点措置～

主な要請・協力依頼の内容

【道民等】（5月9日～）

- ◆不要不急の外出や市外への移動を控える
- ◆午後8時以降飲食店等のみだりに出入りしない
- ◆路上・公園等における集団での飲酒を控える 等

【飲食店等】（5月12日～）

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない
- ◆営業時間は、午前5時から午後8時まで 等

【イベント】（5月11日～）

- ◆人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声あり50%以内、大声なし100%以内
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない
- ◆営業時間は午後9時まで(無観客で開催される催物を除く) 等

【事業者】（5月9日～）

- ◆時差出勤、テレワークや休暇取得を促進(目標:市内で出勤者数の7割削減)
- ◆主要観光施設等のライトアップや屋外広告などの夜間消灯(午後8時～) 等

【交通事業者】（5月12日～）

- ◆地下鉄、市電などの終電の繰上げ、主要ターミナルにおける検温の実施

主な要請・協力依頼の内容

【学校】（5月9日～）

- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)の中止、延期、縮小
- ◆部活動の原則休止 等

【飲食店以外の集客施設等】（5月12日～）

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない
- ◆営業時間は午後8時まで 等

※なお、札幌市内の道立及び市立施設は、原則休館を継続

まん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組

主な協力依頼等の内容

- I. 感染防止行動の実践(道民の皆様等に対する協力の要請)
 - ・基本行動の徹底 ・札幌市との不要不急の往来を控える ・黙食の実践 等
- II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等
 - ・道民向け情報発信 ・飲食の場面における情報発信 ・移動の場面における情報発信
- III. 感染拡大の予兆の探知等
 - ・早期探知に向けた対応 ・変異株に対する監視体制の強化 ・ワクチン接種体制の構築等
- IV. 予兆に対する迅速な対応
 - ・感染拡大防止体制の構築 ・検査、入院調整等の実施 ・モニタリングと注意喚起等の実施

(9) 5月16日からの対策（緊急事態措置）

指標の状況

区分	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 5/14	3,573人/週 (67.4人)	増加	62.2%	10.2%	891床	31床	4,765人
うち札幌市	2,350人/週 (120.2人)	増加	73.2%	12.2%	475床	26床	3,113人
ステージ5基準	1,327人/週 (25.0人)	増加	50%	10%	900床	90床	1327人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人

※()は10万人あたりの新規感染者数

対策の必要性

札幌市内においては、「札幌市医療非常事態宣言」が発出され、医療の限界とも言える状況となっている。

また、札幌市以外の地域においても、感染者数の増加に伴い、医療提供体制への負荷が増加しており、道央圏、道北圏をはじめ、地域の基幹病院等において、その機能を維持することが厳しい状況となっている。特に、医療資源の乏しい地域では、怪我の治療や救命救急など、通常の医療が受けられなくなるおそれがあるため、「北海道医療非常事態宣言」が発出され、北海道全体が医療の非常事態とも言える状況となっている。

厳しい感染状況や医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、5月14日、国は緊急事態措置区域に北海道を追加する変更を行った。

国における緊急事態宣言を踏まえ、道の警戒ステージを5に移行し、全道域で人と人との接触を徹底して抑えるための対策を講じる。

特に札幌市との往来などにより感染が拡大し、札幌市と同様の措置を講じるが必要な地域である石狩振興局管内及び小樽市、さらに、道北地方の中核市であり、感染が一定期間継続して発生している旭川市については、地域における医療提供体制の負荷の状況などを踏まえ、人の動きのさらなる抑制を図るため、対策の徹底を図る。

5月15日 (土)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第53回)					
	➤ 北海道における緊急事態措置を決定					
	北海道における緊急事態措置					
	対象区域	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">特定措置区域</td> <td>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置区域</td> <td>特定措置区域以外の市町村</td> </tr> </table>	特定措置区域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市	措置区域	特定措置区域以外の市町村
	特定措置区域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市				
措置区域	特定措置区域以外の市町村					
期 間	令和3年5月16日(日)～5月31日(月)					
実施内容	<p>国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。</p> <p>なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う。</p>					

対策に対する主な意見

【5月16日からの対策に関する意見】

＜有識者・専門家からの意見＞

- ワクチン接種の体制整備、幅広いPCR検査対応について推進をしてほしい
- 事業者は、業種別の要請内容は意識するようだが、出勤7割削減などの一般的事項は意識していないように感じられるので、一層の周知が必要
- 特に感染が急増している札幌市、石狩管内、小樽市及び旭川市を特定措置区域として、より強固な対策を重点的に実施することは必要

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 特定措置区域と措置区域に分けられているが、全道一律の措置とすべき
- 飲食店等に対する営業時間短縮要請の開始時期など、事業者の混乱が生じないように、迅速かつ丁寧な周知が必要
- 緊急事態宣言・緊急事態措置のアナウンスメント効果を高めることが重要
- 今回の一連の措置に伴い甚大な影響を被る事業者に対しては、要望を聴取する機会を設けるなどし、万全な支援策を講じていただきたい

主な要請・協力依頼の内容

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

	特定措置区域	措置区域
要請内容	<p>(外出の際は)</p> <p>◆不要不急の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。 加えて、特に日中、週末の外出を控える。(特措法第45条第1項)</p> <p>◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える (特措法第45条第1項)</p> <p>(飲食の際は)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える(特措法第45条第1項)</p> <p>◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える (特措法第45条第1項)</p>	
	<p>◆できる限り同居していない方との飲食を控える (特措法第24条第9項)</p>	<p>◆「黙食」を実践する (食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用) (特措法第24条第9項)</p>

【飲食店等への要請】

	特定措置区域	措置区域
対象施設	<p>〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>	
要請・協力依頼内容	<p>【酒類又はカラオケ設備を提供(酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】</p> <p>◆休業とする(特措法第45条第2項)</p> <p>【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く)】</p> <p>◆営業時間は5時から20時まで (特措法第45条第2項)</p> <p>◆次の感染防止対策を実施する (特措法第45条第2項)</p> <p>・従業員への検査推奨・入場者の整理・誘導 など</p> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する (特措法第24条第9項)</p> <p>◆結婚式場は、飲食店と同様の要請できるだけ短時間(1.5時間以内)、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)</p> <p>【飲食店等に対する協力金の国の基準額】 中小企業:1日あたり売上高に応じて 4万円~10万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円</p>	<p>◆営業時間は5時から20時まで (特措法第24条第9項)</p> <p>◆酒類の提供(酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は 11時から19時まで(特措法第24条第9項)</p> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する (特措法第24条第9項)</p> <p>【飲食店等に対する協力金の国の基準額】 中小企業:1日あたり売上高に応じて 2.5万円~7.5万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円</p>

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

	特定措置区域	措置区域
人数上限 及び 収容率	<ul style="list-style-type: none"> ○人数上限5,000人 かつ 収容率50% (特措法第24条第9項) ※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催も検討する (特措法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○人数上限5,000人(特措法第24条第9項) ○収容率 [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの (特措法第24条第9項)
要請・ 協力依頼 内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない (協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は19時まで (協力依頼)
	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項) ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項) ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項) ◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項) ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項) 	

【事業者への要請・協力依頼】

	特定措置区域	措置区域
要請・ 協力依頼 内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼) ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力的に推進する(協力依頼) ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼) ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項) ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する (特措法第24条第9項) ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する(協力依頼) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ※交通事業者への協力依頼 ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する (協力依頼) ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する(協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ※交通事業者への協力依頼 ◆交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する(協力依頼) ※1,000m超の集客施設への協力依頼 ◆営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する (協力依頼)

【学校への要請】

	特定措置区域	措置区域
要請・協力依頼内容	<p>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)</p> <p>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項)</p> <p>◆部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止する(特措法第24条第9項)</p> <p>※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合(大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選)</p>	
	<p>◆高等学校・特別支援学校では、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施する(5月18日～)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)</p>	<p>◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)</p>

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

特定措置区域				
要請・協力依頼内容	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
			1,000㎡超	1,000㎡以下
			商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など(生活必需物資を除く)
運動・遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター など	<p>◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)</p>	<p>◆酒類及びカラオケ設備の提供の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)</p>	
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	<p>◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)</p>	<p>◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)</p>	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなど(生活必需サービスを除く)	<p>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)</p>	<p>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)</p>	
<p>※特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(1,000㎡を超える施設)</p>				
<p>【大規模施設に対する協力金の国の基準額】</p> <p>大規模施設 20万円×面積/1,000㎡×営業時短割合 テナント 2万円×面積/100㎡×営業時短割合</p> <p>※ 営業時間に占める時短の時間の割合</p>				

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

特定措置区域		
施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短 (イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼)
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆映画上映はイベント同様に扱い、21時とする(特措法第24条第9項)
運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短 (イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)
博物館等	博物館、美術館 など	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
結婚式場	結婚式場	◆飲食店と同様の要請に従うこと(特措法第45条第2項) ◆できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)
※特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(1,000㎡を超える施設)		
【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の国の基準額】 大規模施設 20万円×面積÷1,000㎡×営業時短割合 テナント 2万円×面積÷100㎡×営業時短割合 ※営業時間に占める時短の時間の割合		

要請・協力依頼内容

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

特定措置区域	
対象施設	要請・協力依頼
保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設など	・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)
葬祭場	・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
図書館	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、理容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

【公立施設に対する協力要請】

	特定措置区域	措置区域
要請・協力依頼内容	◆道立施設及び市町村立施設は、原則、休館とする。	◆道立施設は、原則、休館とする。 ◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する(協力依頼)

(10) 6月1日からの対策（緊急事態措置の延長）

指標の状況

区分	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 5/28	3,632人/週 (68.5人)	減少	38.1%	8.8%	1,055床	56床	8,508人
うち札幌市	2,316人/週 (118.4人)	減少	43.8%	9.6%	480床	31床	5,252人
ステージ5基準	1,327人/週 (25.0人)	増加	50%	10%	900床	90床	1327人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人

※()は10万人あたりの新規感染者数

対策の必要性

5月16日以降、緊急事態措置を実施する中、**主要な地点における人流の減少傾向が見られるとともに、一部の指標では改善傾向が見られる一方、全道の人口当たりの感染者数は極めて高い水準にある。**

また、感染者数の増加に伴い、全道的に入院や宿泊療養施設への入所はもとより、自宅で療養となる方も増加するなど、**医療提供体制のひっ迫状況が継続しているとともに、疫学調査などを担う保健所業務もひっ迫している。**

こうした状況を踏まえ、6月1日以降においても、感染しやすいとされる変異株への置き換わりを念頭に、**全道域において、人との接触を徹底して抑えるための対策を実施するとともに、特に感染拡大が継続している特定措置区域においては、市町村との連携をより一層強化し、さらなる対策の徹底を図る。**

また、他都府県との往来の活発化を見据え、**往来の際の対策の強化を図ることとし、国が実施するモニタリング検査等と連携する。**

5月28日 (金)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第56回)					
	➤ 北海道における緊急事態措置を決定					
	北海道における緊急事態措置					
	対象区域	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4; text-align: center;">特定措置区域</td> <td>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4; text-align: center;">措置区域</td> <td>特定措置区域以外の市町村</td> </tr> </table>	特定措置区域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市	措置区域	特定措置区域以外の市町村
	特定措置区域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市				
措置区域	特定措置区域以外の市町村					
期 間	令和3年6月1日(火)～6月20日(日)					
実施内容	<p>国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。</p> <p>なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う。</p>					

対策に対する主な意見

【6月1日からの対策に関する意見】

＜有識者・専門家からの意見＞

- 札幌等の特定措置区域については、住民に今以上に自粛をするよう呼び掛けてほしい
- カラオケは、明らかに感染伝播の原因となっており、踏み込んだ対応を期待する
- 医療・介護の現場は、「崩壊」という言葉で使命をあきらめることはできない。また、ワクチン接種がスムーズにいきたるためにも、すべての皆さんに協力をお願いしたい
- 学校での対策について、休業等の措置や部活動の対応の考え方など、分かりやすく整理し、学校現場だけではなく関係者に対し、通知等で丁寧に伝えてほしい
- 地域の保健所や宿泊療養施設へのサポートに道が対応していると承知しているが、地域の医療提供体制は脆弱であるため、一層の支援等サポートをお願いしたい

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 緊急事態宣言の延長はやむを得ないが、困窮する事業者に対する万全の支援策を迅速に講じるよう重ねてお願いしたい
- ワクチン接種は、感染防止と経済活動の早期回復を実現していく上で不可欠。接種体制の拡充に向けた対策を国へ働きかける等、迅速かつ総合的に取り組んでほしい

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

	特定措置区域	措置区域
要請内容	<p>(外出の際は)</p> <p>◆不要不急の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。 加えて、特に日中、週末の外出を控える。(特措法第45条第1項)</p> <p>◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える (特措法第45条第1項)</p> <p>(飲食の際は)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える(特措法第45条第1項)</p> <p>◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える (特措法第45条第1項)</p>	
	<p>◆できる限り同居していない方との飲食を控える (特措法第24条第9項)</p>	<p>◆「黙食」を実践する (食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用) (特措法第24条第9項)</p>

【来道を検討している皆様への協力依頼】

	特定措置区域	措置区域
協力依頼内容	<p>◆新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、来道については極力控える。(協力依頼)</p> <p>※基本的対処方針においては、変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えることとされています。 特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えることとされており、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。</p>	

【飲食店等への要請・協力依頼】

	特定措置区域	措置区域
対象施設	<p>〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>	
要請・協力依頼内容	<p>【酒類又はカラオケ設備を提供(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】</p> <p>◆休業とする(特措法第45条2項)</p> <p>【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く)】</p> <p>◆営業時間は5時から20時まで(特措法第45条第2項)</p> <p>◆次の感染防止対策を実施する(特措法第45条第2項)</p> <p>・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 など</p> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)</p> <p>◆結婚式場は、飲食店と同様の要請できるだけ短時間(1.5時間以内)、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)</p> <p>【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】(5月16日～5月31日の取扱い)</p> <p>中小企業:1日あたり売上高に応じて 4万円～10万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円</p>	<p>◆営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)</p> <p>◆酒類の提供(酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで(特措法第24条第9項)</p> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)</p> <p>◆飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)</p> <p>【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】(5月16日～5月31日の取扱い)</p> <p>中小企業:1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円</p>

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

	特定措置区域	措置区域
人数上限及び収容率	<p>○人数上限5,000人 かつ 収容率50%(特措法第24条第9項)</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。(特措法第24条第9項)</p>	<p>○人数上限5,000人(特措法第24条第9項)</p> <p>○収容率</p> <p>[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</p> <p>[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(特措法第24条第9項)</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。(特措法第24条第9項)</p>
要請・協力依頼内容	<p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)</p> <p>◆参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。(特措法第24条第9項)</p>	<p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は19時まで(協力依頼)</p>
	<p>◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)</p>	

【事業者への要請・協力依頼】

	特定措置区域	措置区域
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼) ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する(協力依頼) ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼) ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項) ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する(特措法第24条第9項) ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する(協力依頼) 	
	<p>※交通事業者への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する(協力依頼) ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する(協力依頼) 	<p>※交通事業者への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する(協力依頼) ※1,000m超の集客施設への協力依頼 ◆営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する(協力依頼)

【学校への要請】

	特定措置区域	措置区域
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項) ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項) ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項) ◆部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。(特措法第24条第9項) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校・特別支援学校では、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施する(特措法第24条第9項) ◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

特定措置区域				
要請・協力依頼内容	施設の種類の	内訳	要請・協力依頼内容	
			1,000㎡超	1,000㎡以下
			商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など (生活必需物資を除く)
運動・遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)	◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)	
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)	◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など(生活必需サービスを除く)	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)	

※特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(1,000㎡を超える施設)
(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い
大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(営業時間に占める時短の時間の割合)×休業・時短日数
テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(営業時間に占める時短の時間の割合)×休業・時短日数

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

特定措置区域						
要請・協力依頼内容	施設の種類の	内訳	要請・協力依頼内容			
			劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)	◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)
			集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼)	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼)
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆映画上映はイベント同様に扱い、21時とする	◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆映画上映はイベント同様に扱い、21時とする			
運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)			
博物館等	博物館、美術館 など	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類の提供及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類の提供及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)			
結婚式場	結婚式場	◆飲食店と同様の要請に従うこと(特措法第45条第2項) ◆できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)	◆飲食店と同様の要請に従うこと(特措法第45条第2項) ◆できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)			

※特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(1,000㎡を超える施設)
(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い
大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(営業時間に占める時短の時間の割合)×休業・時短日数
テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(営業時間に占める時短の時間の割合)×休業・時短日数

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

特定措置区域	
対象施設	要請・協力依頼
保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設など	・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)
葬祭場	・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
図書館	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、理容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

【公立施設に対する協力要請】

	特定措置区域	措置区域
要請・協力依頼内容	◆道立施設及び市町村立施設は、原則、休館とする。	◆道立施設は、原則、休館とする。 ◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する(協力依頼)

(11) 6月21日からの対策（まん延防止等重点措置）

指標の状況

区分	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 6/18	605人/週 (11.4人)	減少	36.4%	2.6%	895床	28床	2,632人
うち札幌市	414人/週 (21.2人)	減少	41.1%	3.2%	427床	17床 (6/17)	1,340人
ステージ5基準	1,327人/週 (25.0人)	増加	50%	10%	900床	90床	1,327人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人

対策の必要性

全道の新規感染者数は、22日連続で前週を下回り、減少傾向が続いており、10万人当たり11.4人となった。

特定措置区域の感染状況についても、減少傾向が続いているものの、札幌市では、10万人当たり21.2人と、引き続き、高い水準にある。札幌市を除く石狩振興局管内の新規感染者数は10万人当たり8.8人、小樽市は10万人当たり8.6人、旭川市は10万人当たり2.1人となった。

また、措置区域の感染者数も引き続き大きく減少し、10万人当たり5.5人となった。

全道の主要な地点における人流は、緊急事態宣言前と比較して減少しているものの、6月に入り、増加傾向が見られる地点もある。

全道の感染状況は大きく改善しているが、厳しい医療提供体制が続いている。感染が再拡大すると、医療提供体制は急速に危機的な状況に陥るおそれがあることから、新規感染者数を着実に減少させ、医療提供体制の負荷を低減させていくためにも、全道域において、感染防止対策、感染リスクを回避する行動の徹底を図ることが必要。

また、これまで厳しい感染状況にあった特定措置区域の市町村においては、段階的に緩和を行いながら、対策の徹底を図る。

特に、札幌市においては、新規感染者数が依然高い水準にあることや、医療提供体制が厳しい状況にあること等を踏まえて、人と人との接触機会を抑えるための強い対策を講じる必要がある。

なお、こうした感染状況等を踏まえ、道の警戒ステージについては4に移行し、札幌市内については、5相当を維持する。

6月18日 (金)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第60回)					
	➤ 北海道におけるまん延防止等重点措置を決定					
	北海道におけるまん延防止等重点措置					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #4CAF50; color: white; text-align: center;">対象区域</td> <td> <p>札幌市内</p> <p>※ その他の市町村においては、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。</p> <p>※ その他の市町村のうち、特に緊急事態措置の下、特定措置区域としていた江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市及び旭川市(経過区域)においては、段階的緩和の観点から感染防止対策の一層の徹底を働きかける。</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4CAF50; color: white; text-align: center;">期 間</td> <td style="text-align: center;">令和3年6月21日(月)～7月11日(日)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4CAF50; color: white; text-align: center;">実施内容</td> <td> <p>国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、札幌市内を措置区域とし、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び同法第24条第9項による道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。</p> <p>なお、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。</p> </td> </tr> </table>	対象区域	<p>札幌市内</p> <p>※ その他の市町村においては、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。</p> <p>※ その他の市町村のうち、特に緊急事態措置の下、特定措置区域としていた江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市及び旭川市(経過区域)においては、段階的緩和の観点から感染防止対策の一層の徹底を働きかける。</p>	期 間	令和3年6月21日(月)～7月11日(日)	実施内容
対象区域	<p>札幌市内</p> <p>※ その他の市町村においては、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。</p> <p>※ その他の市町村のうち、特に緊急事態措置の下、特定措置区域としていた江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市及び旭川市(経過区域)においては、段階的緩和の観点から感染防止対策の一層の徹底を働きかける。</p>					
期 間	令和3年6月21日(月)～7月11日(日)					
実施内容	<p>国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、札幌市内を措置区域とし、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び同法第24条第9項による道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。</p> <p>なお、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。</p>					

対策に対する主な意見

【6月21日からの対策に関する意見】

＜有識者・専門家からの意見＞

- 感染者数もかなり減ってきているが、リバウンドが心配なので、札幌市を重点措置区域にして往来を自粛することに賛成する。
- 今後の再拡大の際の判断、対応を迅速に行うこと。
- 札幌市の感染者数の減少と、全道への感染波及の防止に最大限注力していただきたい。

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 札幌市からの来訪者の増加が懸念される。
石狩振興局管内などでは、感染防止対策を一層徹底するといった記述があるが、例示を行っていただきたい。
- 宣言解除のリバウンドを抑制し、健全な社会経済活動を可能とする積極的かつ着実な対策をお願いしたい。
また、札幌市以外の市町村を、重点措置区域の対象にしないこととした根拠を明確にして、感染抑止のスピードを減速させることのないようお願いしたい。

北海道におけるまん延防止等重点措置

主な要請・協力依頼の内容

【札幌市民(道民)及び札幌市内(道内)に滞在している皆様への要請】

	措置区域	その他市町村
	(外出の際は) ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来は極力控える。(特措法第24条第9項)	
要請内容	◆日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に週末の外出を控える。(特措法第24条第9項)	◆感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える。(特措法第24条第9項) ◆札幌市との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項)
	(飲食の際は) ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項) ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)	
	◆20時以降、飲食店等にみだりに出入りしない。(特措法第31条の6第2項) ◆できる限り同居していない方との飲食を控える。(特措法第24条第9項)	◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用(黙食の実践)(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請・協力依頼】

	措置区域 (札幌市)	経過区域 (江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市)
対象施設	[飲食店] 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) [遊興施設] キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗 [結婚式場] 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	
要請・協力依頼内容	◆営業時間は5時から20時まで (特措法第31条の6第1項) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は、一定の要件を満たした店舗においては11時から19時までできることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。 (特措法第31条の6第1項) ◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第31条の6第1項) ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 など ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用は行わない。 (特措法第31条の6第1項) ◆業種別ガイドラインを遵守する (特措法第24条第9項) 【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】 中小企業等:1日あたり売上高に応じて 3万円~10万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円	◆営業時間は5時から21時まで (特措法第24条第9項) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は11時から20時まで。 (特措法第24条第9項) ◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項) ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 など ◆業種別ガイドラインを遵守する (特措法第24条第9項) ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用は行わない。 (特措法第24条第9項) 【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】 中小企業等:1日あたり売上高に応じて 2.5万円~7.5万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

【イベントの開催についての要請】

	措置区域	その他の市町村
人数上限 及び 収容率	<ul style="list-style-type: none"> ○人数上限 5,000人 ○収容率 [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの (特措法第24条第9項) ※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人数上限(いずれか大きい方) 5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内) ○収容率 [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの (特措法第24条第9項) ※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。
要請・ 協力依頼 内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項) ◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆イベント関連施設及びイベントを開催する必要がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)
	<ul style="list-style-type: none"> ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項) ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項) ◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項) ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項) 	

【事業者への要請・協力依頼】

	措置区域	その他の市町村
要請・ 協力依頼 内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を徹底する。(協力依頼) ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項) ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼) ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼) ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼) ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特に経過区域では、入場整理など、感染防止対策を一層徹底する。(協力依頼) ◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(協力依頼)

【学校への要請】

	措置区域	その他の市町村
要請・協力依頼内容	<p>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。 (特措法第24条第9項)</p> <p>◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</p>	
	<p>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆高等学校・特別支援学校では、通勤状況を踏まえ、必要な場合は時差通学を実施する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。(特措法第24条第9項)</p>	<p>◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染症対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は、休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。(特措法第24条第9項)</p>

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

	措置区域			
要請・協力依頼内容	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
			1,000㎡超	1,000㎡以下
	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗(生活必需物資を除く)	<p>◆営業時間を20時までとする(特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗のうち、生活必需物資を除く</p>	<p>◆営業時間は20時までとする(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く</p>
運動・遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンターなど	<p>◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)及びカラオケ設備の利用を行わない(協力依頼)</p>	<p>◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)及びカラオケ設備の利用を行わない(協力依頼)</p>	
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	<p>◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)</p>	<p>◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)</p>	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなどサービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)	<p>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)</p>	<p>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)</p>	
<p>※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)</p>				
<p>【大規模施設に対する協力金の道の取扱い】 大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(営業時間に占める時短の時間の割合)×時短日数 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(営業時間に占める時短の時間の割合)×時短日数</p>				

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

措置区域		
施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	◆人数上限5,000人、かつ、収容率100%以内(大声なし)、50%以内(大声あり)(特措法第24条第9項)
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短 (イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会用に供する部分に限る)	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)
博物館等	博物館、美術館 など	◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)及びカラオケ設備の利用を行わない(協力依頼) ◆映画館については、 (1,000㎡超の施設)21時までの時短(特措法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設)21時までの時短(協力依頼)

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請等にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(他の支援メニューがある場合は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の道の取扱い】
 大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(営業時間に占める時短の時間の割合)×時短日数
 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(営業時間に占める時短の時間の割合)×時短日数

要請・協力依頼内容

【公立施設に対する協力要請】

	措置区域	その他市町村
要請・協力依頼内容	◆道立施設及び市立施設は、原則、休館とする。	◆感染防止対策を徹底する。特に経過区域(石狩振興局管内、小樽市、旭川市)では、入場整理など、感染防止対策を一層徹底する。(協力依頼)